

# 青森市立浜館小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月10日策定

平成29年1月改定

## 1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

学校では「子どもを育てる」という指命のもと、日々の教育活動に当たっている。その中で、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校、いじめを起こさないための環境をつくるために「青森市立浜館小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。

○児童、教職員の人権感覚を高めます。

○児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

○児童の些細な変化やトラブルについての情報を収集記録することで、いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。

○いじめ防止推進教師を中心に情報を集約し、いじめ防止等対策委員会での組織による認知と早期対応をすすめ、いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

## 2 いじめとは

・「いじめ」とは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

・いじめは、いじめを受けた児童の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える人権侵害のみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものであり、絶対に許されるものではない。

・学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って迅速に事実関係を確かめ、適切に対処する。

・いじめの認知は本人の訴えはもとより、親、友達などの誰からの報告であっても、いじめを心配している人から報告があったと認識して対応に当たる。

## 3 校内体制について

・組織的かつ迅速に対応するために、いじめ防止推進教師を中心とし、いじめ防止等対策委員会を定期（木曜日終会前）や臨時に招集し、児童の変化からいじめの早期発見、対応に取り組む。いじめ防止等対策委員会の構成員は、校長、教頭（いじめ防止推進教師兼任）、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭とし、必要に応じて、関係職員、SC、CA、PTA会長を加える。

・従前の「いじめ防止委員会」は、いじめ防止等対策委員会での取組を検証し、改善に向けての意見、助言を伺う場とし、年2回の開催とする。

・校務分掌に「いじめ防止委員会」を組織として位置づける。構成員は、校長、教頭、

教務主任、生徒指導主任、養護教諭、主任児童委員1名、学校評議員1名とする。

- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、学級担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

#### 4 いじめの未然防止について

##### <児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような集団づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成を図り、自己指導能力の育成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や特別活動の指導を通してはぐくむ。特に、長期休業明けの1週間の授業の中で、いじめ防止等に関わる「思いやり、親切」、「生命尊重」の価値項目や内容項目等を扱った授業を行う。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つように、児童の居場所づくり、絆づくりに向けた、さまざまな活動や体験、交流活動を通して指導する。
- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

##### <教職員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが自己有用感を味わう授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さをはぐくむ道徳教育や特別活動の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員が持っていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づくため、「いじめ認知に係る子どもの変化・情報記録用紙」による児童の日常観察を行い、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての現職教育を行い職員の共通の理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・学級担任が問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

##### <学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。

- ・毎月末にいじめに関するアンケート調査を実施し、いじめ状況の把握と指導を行い、教育委員会へ対応シート、報告書を提出する。
- ・学期に1回の生活アンケート実施後に児童全員との面談を実施し、児童の様子の変化などをいじめ防止等対策委員会で確認し、教職員全体で共有する。
- ・長期休業明け前に学習会による出校日か電話訪問週間を設定し、児童の様子を把握し、新学期へのアドバイスを送る。
- ・始業式当日にアンケートを実施し、気になる児童への個人面談をし、児童の変化を把握する。
- ・Q Uテストを春と秋の年2回実施し、児童一人一人の学校満足度や人間関係などの把握と、その指導に努める。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の共通理解を深め、実践力を高める。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会や始業式で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに学級担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ防止」に関する児童によるリトルJUMPチームの活動の充実を図る。
- ・いつでも、誰にでも相談できる教育相談体制の工夫と充実を図る。

#### <保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切を伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを参観日、学校便り、学校行事、学校評議員会、浜館の子どもを守る会（地域関係者会議）等で伝えて、児童の健全育成への理解と協力をお願いする。
- ・本校で月に一度開催されている「浜館地区児童・民生委員連絡会」で、地域での児童の様子を話題に出してもらい、教頭（いじめ防止推進教師）が窓口となり、情報提供を受ける。

### 5 「いじめ」の早期発見について

#### <早期発見にむけて・・・「変化に気付く」>

- ・児童の様子を学級担任をはじめ多くの教職員で見守り、気付いたことをいじめ防止推進教師に伝え、必要に応じていじめ防止等対策委員会で判断し、全職員で共有する場を適宜迅速に設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声がけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

#### <相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝え

る。

- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともにいじめ防止推進教師が集約、仮仕分けし、いじめ防止等対策委員会で認知、対応策を決定し、校内で情報を共有し早急に対策を講じる。

## 6 解決に向けた対応について

- ・いじめを受けた児童、気づいた教職員や児童・保護者等から報告や相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、その背景を含み構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、いじめ防止推進教師が校長へ報告しいじめ防止等対策委員会での組織としてのいじめの認知・早期対応策を決定し、共通理解のもとに全校的に組織的な体制のもとに行う。
- ・「いじめられた子ども」に対しては、つらい気持ちを理解し、話を共感的に聴き、発生時期や内容などを確認しながら、児童を守る姿勢を示していく。
- ・「いじめた児童」に対しては、いじめは絶対に許すことができない問題であることを厳しく認識させ、間違った考えに気付かせたり、豊かな人間関係の重要さに気付かせたりする指導を行い、まず、いじめることをやめさせる。また、いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・当該の保護者には、事実関係を正確に伝え、解決に向け、学校での指導や家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝え、助言していく。
- ・周囲の児童には、相手の気持ちや立場を思いやる心を育てていくとともに、人間として正しいことを主張する大切さを指導していく。
- ・問題を学校のみで解決することに固執せず、家庭や地域の協力を得ながら、児童の心身の状況や問題に応じて、心の相談室や青森市教育委員会等、関係機関と速やかに連携していく。

## 7 重大事態への対応について

児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、青森市教育委員会に速やかに報告する。
- ・青森市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する。（事実確認、初期対応・二次対応、報告・連絡、指導主事派遣依頼等）
- ・解決に向けては、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供していく。

## 8 評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の内容を学校評価（教員評価）の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。評価時期は1学期末と2学期末とし、評価は年2回とする。

- ・いじめの早期発見に関する調査等の取組の評価に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための該当児童との面談等の取組に関することなど。

また、青森市教育委員会で示した「いじめ問題への取り組みのチェックポイント(案)」の活用も図っていく。

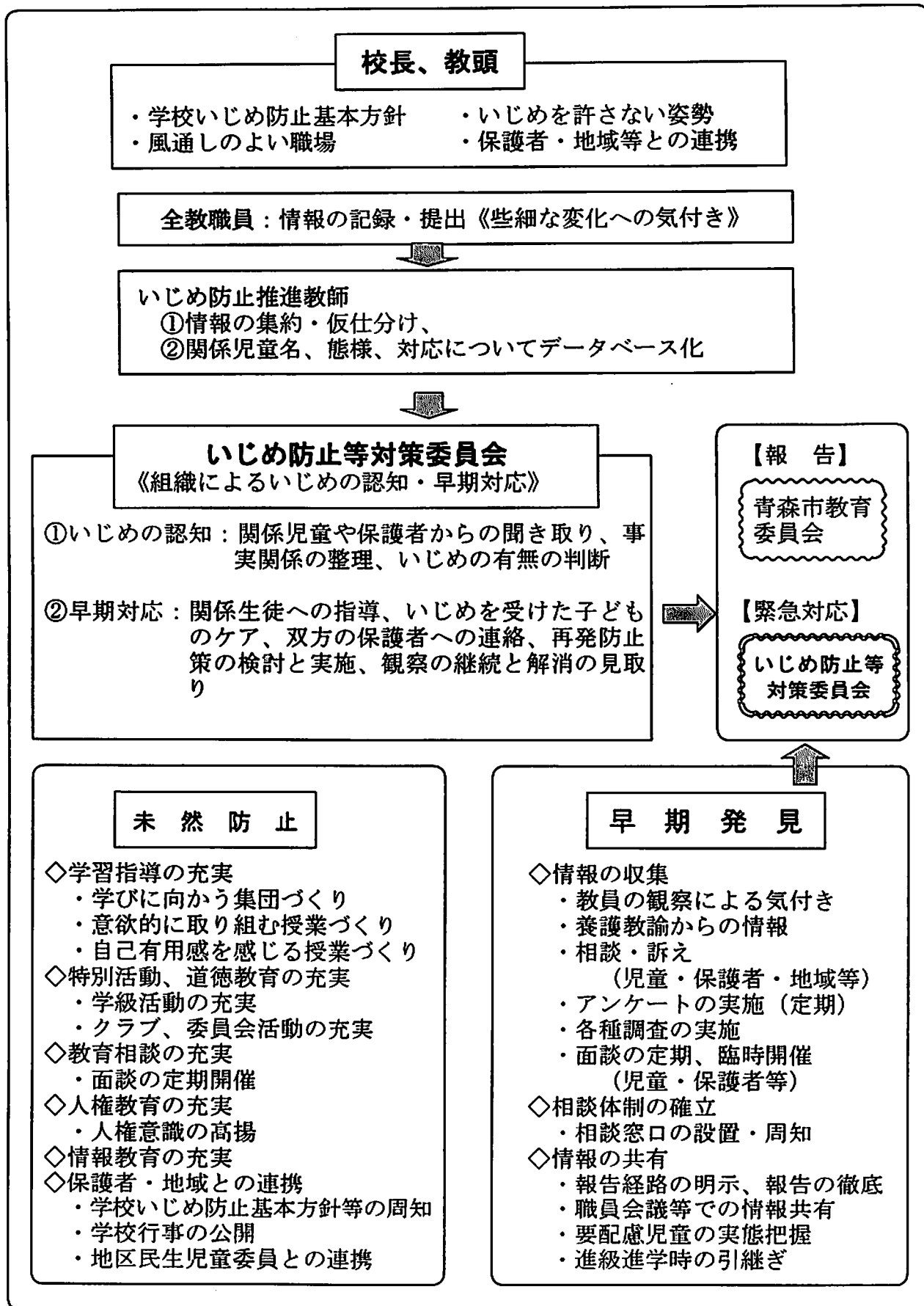
更に、従前の「いじめ防止委員会」を年2回開催し、本校職員以外の評価を伺い、改善を図っていく。

## 9 その他

いじめの関係者間(児童同士、保護者同士)における不和や争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係者間で共有し、互いの信頼関係を損なわないように十分に留意していく。

- ※ いじめ防止対策の指導體制図 別紙 1
- ※ いじめ緊急時の組織対応図(重大事態を含む) 別紙 2
- ※ いじめ認知に係る子どもの変化・情報記録提出用紙 別紙 3①、②

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応 (いじめへの対応)
【重大事態を含む】

